

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準がパブリックコメントを経て正式に通知される
～社会福祉充実残額の算定方法が確定～ …………… 1
- ・社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aが示される…… 2
- ・「平成28年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」開催のお知らせ…………… 3

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準が パブリックコメントを経て正式に通知される ～社会福祉充実残額の算定方法が確定～

平成29年1月24日、厚生労働省は、通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

改正社会福祉法では、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定しなければならないこととされています。

その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

今般、社会福祉充実残額の算定方法について、平成28年12月14日に示された事務処理基準（案）（本ニュースNo.16-41で既報）が、パブリックコメントを経て通知されました。

パブリックコメントで示された内容からの主な変更点は、下枠内のとおりです。

＜主な変更点＞

- ① 「1年以内回収予定長期貸付金」が「○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの」から「◎：控除対象となるもの」へ変更。
- ② 大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合（30％）を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額とすること。
ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。
(計算式)
建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷(建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額)}
- ③ 社会福祉充実計画原案に係る財務の専門家の範囲について、公認会計士、税理士の資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く）であっても差し支えないとされた。

なお、事務処理基準とは「別に定める」とされる、①1㎡当たりの建設等単価（250,000円）、②一般的な自己資金比率（22%）、③大規模修繕に必要な費用割合（30%）については、パブリックコメントで示された内容から変更はありません。

本通知と同日、パブリックコメントに寄せられた意見と、これに対する厚生労働省の考え方が示されています（別添「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に対する意見募集の結果について）。

発出された通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aが示される

平成29年1月24日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。Q&Aの内容は、下枠内及び別添のとおりです。

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A

【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問1 過去に租税特別措置法第40条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第40条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

（答）

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

【所轄庁監査の際の対応】

問1 租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者（4～6親等以内の親族等）が3分の1を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

（答）

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。
2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

「平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」開催のお知らせ

内閣府・文部科学省・厚生労働省は、平成 29 年 1 月 24 日、「平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム」を開催します。

プログラム等の概要は、下枠内のとおりです。

平成 28 年度子ども・子育て支援新制度フォーラム

日 時 平成 29 年 2 月 22 日（水） 13：30～17：00（開場 12：30）

プログラム

[第一部]

●新制度施行状況報告（内閣府）

●事例紹介

地域子ども・子育て支援事業の各自治体の取組について“人材確保”等を主なテーマに担当者にご報告いただきます。

- ・ 大分県豊後高田市／利用者支援事業
- ・ 東京都練馬区／病児保育事業
- ・ 長野県長野市／ファミリー・サポート・センター事業

※順不同

[第二部]

●企業主導型保育事業について（内閣府）

●企業主導型保育事業の推進に係る取組について（大阪府）

●事例紹介

助成決定された企業の取組を担当者にご紹介いただきます。

- ・ 株式会社ダイナシティ（神奈川県小田原市）
- ・ 平成レッグス株式会社（香川県高松市）
- ・ 吉泉産業株式会社（大阪府枚方市）

※順不同

お申込方法

ホームページからのお申し込み：<http://www.kodomokosodate.jp/>

FAX でのお申し込み方法：申込書に必要事項をご記入いただき、お申し込みください。

※締切：平成 29 年 2 月 21 日（火）

子ども・子育て支援新制度フォーラム事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-11-1 オランダヒルズ森タワーRoP701

株式会社ワンステップワークショップ内

TEL. 0120-951-225 FAX. 03-5408-0097 受付時間 9:30 から 18:30 まで

E-mail：shinseido@onestepworkshop.co.jp WEB：<http://www.kodomokosodate.jp/>